

## IT 企業等協業促進業務委託仕様書

### 1. 業務名

IT 企業等協業促進業務委託（以下「本業務」という。）

### 2. 目的

本市は、令和 6 年 3 月に「Ruby City MATSUE 2.0 2024-2029」を策定し、「事業化支援」「人材育成」「企業誘致」「コミュニティ」を政策の柱に掲げ、プログラミング言語 Ruby を中心とした IT 産業振興に取り組んでいる。

「新産業誘致」については、『IT 企業との「掛け算」で松江ならではの産業を創ろう』というテーマを掲げ、松江発の新たな技術・サービス・製品の創出を目指している。具体的には、以下のスケジュールにおいて本市ならではの産業\*と IT 企業等\*\*が持つ技術・サービス・製品等を組み合わせることで、新たな事業やサービス等を生み出し、市内企業の成長や地域課題の解決につなげるとともに、こうした協業を契機とした県外企業の本市への進出・立地にもつなげていくことを目指している。

- ・ 令和 7 年度：協業可能性調査業務「協業が期待される分野・企業を調査する」
- ・ 令和 8 年度：協業促進業務「協業誘致に向けたマッチングを進める」
- ・ 令和 9 年度：協業誘致業務「具体的な協業（実証実験も含む）を開始する」

令和 7 年度には、本市の地域特性や産業を踏まえた調査を行い、県外企業等との協業が見込まれる分野として、水産・水環境をはじめとする水関連分野を整理した。

本業務は、令和 7 年度の調査結果を踏まえ、具体的な協業の実現に向けた検討を進めるため、市内企業等と県外の IT 企業等とのマッチングを行うことを目的とする。

\*本市ならではの産業：本市が有する歴史的・文化的背景、自然環境、地理的立地、地域資源、地域課題、産業構造などを踏まえて展開される産業

\*\*IT 企業等：IT 企業または IT 技術を活用したサービス・製品等を持つ企業

### 3. 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで

### 4. 業務内容

本業務の具体的な実施内容、マッチング対象企業及び対象産業分野等については、発注者と協議の上、決定するものとする。

#### （1）協業候補企業の発掘・整理

受注者は、本市ならではの産業分野における市内企業の課題やニーズ、協業可能性等を把握するとともに、協業先となり得る県外企業（IT 企業等を含む）の発掘を行うこと。

なお、協業先の探索にあたっては、令和 7 年度に本市が実施した調査結果を参考とすること。ただし、調査結果に限定するものではなく、本市の産業特性や地域資源等を踏まえ、より効果的な協業創出

につながる提案を可能とする。

## (2) 協業に向けたマッチング支援

受注者は、市内企業と県外企業との協業創出を目的として、以下のいずれか、または複数の方法によりマッチングを実施すること。

### ① マッチングイベント等の開催

市内企業、県外企業、IT 企業等の交流機会を創出し、企業間の接点形成及び協業可能性の検討に繋がるイベント等を開催する。

### ② 個別マッチングの実施

企業ごとのニーズや技術、サービス等を踏まえ、協業可能性のある企業を選定し、個別面談、商談機会の設定等を行うこと。

なお、実施方法については、市内企業のニーズや協業可能性を踏まえ、効果的な方法を提案すること。また、マッチングにあたっては、単なる企業間の接点形成にとどまらず、令和 9 年度における具体的な協業（実証実験を含む）の実施を見据え、協業内容や実施体制、実施時期等の具体化に向けた調整を行うこと。

## (3) 報告書作成

受注者は、本業務の実施結果をとりまとめるとともに、令和 9 年度における具体的な協業（実証実験も含む）の実施に向けた計画案を作成し、実績報告書として提出すること。

### ① 令和 9 年度の協業実施に向けた計画案

マッチングを行った案件のうち、令和 9 年度に具体的な協業の実施が見込まれる案件を 1 件以上選定し、以下の事項を整理すること。

- ・協業の目的及び具体的な実施内容
- ・参加企業等の役割分担及び実施体制
- ・実施期間及び具体的なスケジュール
- ・活用可能な制度・支援策及び実施手法
- ・実施に向けた課題及び今後必要となる調整事項

### ② その他の調査・マッチング結果

①の計画案の対象とならなかった調査・マッチング案件については、今後の協業創出や企業誘致に向けた検討に活用できるよう、以下の事項を簡潔に整理すること。

- ・対象企業名及び企業概要
- ・調査・マッチングの実施内容及び結果
- ・協業可能性及び協業に向けた課題
- ・今後の展開に向けた所見

## 5. 業務実施に当たっての基本的な考え方

### (1) マッチング対象企業の考え方

マッチング対象については、以下のいずれかの方向性を基本とする。

①県外企業の技術・サービス等を起点としたマッチング

県外企業が有する技術、サービス、事業アイデア等を踏まえ、協業可能な市内企業を探索する方法。

②市内企業の課題・ニーズを起点としたマッチング

市内企業が抱える課題、新規事業展開、技術活用等のニーズを踏まえ、協業可能な県外企業を探索する方法。

なお、実施にあたっては、上記のいずれかに限定するものではなく、効果的な協業創出につながる方法を提案すること。

(2) 対象産業分野

マッチング対象となる産業分野については、本市が有する歴史的・文化的背景、自然環境、地理的立地、地域資源、地域課題、産業構造等を踏まえ、本市ならではの産業との協業につながるものとする。特に、令和7年度に本市が実施した調査において把握した水関連分野を基本的な対象分野とする。ただし、企業のニーズや協業可能性等を踏まえ、水関連分野に限定するものではなく、その他の分野についても対象とすることができる。

(3) IT 企業等の関与

マッチング対象となる協業については、以下のいずれかに該当するものとする。

①市内企業または県外企業のいずれかに IT 企業が含まれること

②IT 技術を活用したサービス、製品等を有する企業が関与すること

## 6. 活用可能な支援制度等

本業務におけるマッチング及び協業の具体化にあたっては、必要に応じて、市、県、産業支援機関等が実施する各種支援制度についても活用を検討すること。

なお、活用が想定される支援制度の一例は以下のとおり。

(1) 松江市の支援制度

・MIXPoC

本市をフィールドとした実証実験・プロダクト化に向けたプロジェクトを支援

<https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/shinsangyousouzouka/kigyousougyou/kigyou/115.html>

・松江式ワーケーション

<https://www.telework-matsue.jp/matsue-workcation>

・お試しサテライトオフィス

IT 企業向けにオフィス環境をご用意し、本市でのお試し勤務をご体験できる事業

[https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu\\_teijuukigyoritchisuishinka/sangyoshinko/1/1\\_1/3951.html](https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu_teijuukigyoritchisuishinka/sangyoshinko/1/1_1/3951.html)

(2) その他の支援制度（松江市以外）

・しまねオープンノベーション推進事業助成金（しまね産業振興財団）

<https://www.joho-shimane.or.jp/purpose/RandD/9077>

・IT 活用事業化支援事業助成金（ITOC）

<https://www.s-itoc.jp/support/business-support/products/products-news/1389>

## **7. 成果品**

制作物一式（電子データ）

## **8. 仕様等の変更**

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

## **9. 対象となる経費**

本事業の実施に直接必要となる経費とする。ただし、受注者の財産取得となる経費（備品購入等）は原則として認めない。

## **10. 成果物の提出期限**

令和9年3月12日までに任意の様式による業務報告書（電子媒体）を提出すること。

## **11. 作業基準**

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

また、受注者は本業務を処理するための個人情報の取扱には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- (1) 松江市財務規則
- (2) その他関係法令及びガイドライン

## **12. 秘密の保持等**

受注者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この秘密保持義務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

## **13. 無断複製及び持ち出しの禁止**

受注者は、本市の保有する資料及びデータを複写または複製してはならない。また、本市内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、本市の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに本市に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

## **14. その他留意事項等**

- (1) 発注者から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やか

に返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨発注者へ報告すること。

- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、発注者の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、発注者との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。
- (4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受注者が用意するものとする。また、これらの機器類は、受注者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

#### **15. 本仕様書に定めのない事項への対応**

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。

〔別記〕

## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### （秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （収集の制限）

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

### （適正な維持管理）

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による業務の責任者及び従事者（以下この項において「責任者等」という。）を定めるとともに、責任者等の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、書面により発注者に報告するものとする。

### （個人情報の持出しの禁止）

第5条 受注者は、この契約による業務の実施に当たって、個人情報を事業所から持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

### （目的外利用及び提供の禁止）

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者（受注者の子会社を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

### （再発注の禁止）

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を自ら行うものとし、第三者に発注し、又は請け負わせてはならない。

### （第三者への発注等の準用）

第8条 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に発注し、又は請け負わせるときに準用する。

### （従事者に対する監督・教育）

第9条 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報の保護に関して必要な事項を教育するとともに、その監督を行うものとする。

### （複写又は複製の禁止）

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### （資料等の返還）

第 11 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第 12 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 13 条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、必要に応じ、実地検査により確認することができる。

(事故報告)

第 14 条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の責任)

第 15 条 受注者は、個人情報の漏えいにより発注者及び第三者に損害を与えた場合、その損害額等について協議のうえ、この契約及び特記事項の解除の有無にかかわらず、この契約の定めに従い、責任を負うものとする。

(改善)

第 16 条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な改善をさせることができる。